32201

島根県

松江市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
〈原子力発電施設等立地地域〉 生産設備等取得額　2,700(超)	道路貨物運送業、梱包業、卸売業 15 上記以外　—	不均一課税 初年度　0% 2年度 0.35% 3年度 0.7 %	固定資産税	3ヵ年度分
〈半島地域〉 生産設備等取得額　500 ※中小規模法人のうち資本金の額等が1千万円超5千万円以下　1,000 ※資本金の額等が5千万円超である法人 2,000	—	不均一課税 初年度 0.14% 2年度 0.35% 3年度 0.7 %	固定資産税	3ヵ年度分
〈過疎地域〉 生産設備等取得額　2,700(超)	—	課税免除	固定資産税	3ヵ年度分
〈地域未来投資促進法促進区域〉 建物及びその付属設備・構築物・土地の取得価額 地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者（主務大臣の確認を受けたものに限る） 10,000(超) ※農林漁業及びその関連業種　5,000(超)	—	課税免除	固定資産税	3ヵ年度分
〈地方活力向上地域〉 生産設備等取得額　3,800 ※中小企業者にあたっては　1,900	—	不均一課税 （移転型） 初年度　0% 2年度 0.35% 3年度 0.7 % （拡充型） 初年度　0% 2年度 0.467% 3年度 0.933%	固定資産税	3ヵ年度分

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
松江市企業立地奨励条例	H17.3 制定 H19.3 改正 H19.4 施行 H22.3 改正	【認定要件】 ①対象地域　松江市全域 ②対象業種 ・製造業（加工、又は修理を行う事業を含む）	

	H22.4 施行 H29.3 施行	・ソフト産業等（ソフトウェア業、情報処理サービス業、デザイン業、情報提供サービス業、広告代理業、機械設計業、経営コンサルタント業、ディスプレイ業、非破壊検査業、エンジニアリング業、自然科学研究所） ・その他市長が適当と認める業種 ③産業の振興及び雇用の促進に資するもの ④常時使用する従業員が増加すると見込まれるもの ⑤業績の安定性、成長性、信用度等において優良な企業体質を備えたもの	
		【要件】 1.立地計画の認定を受けた企業であること 2.工業団地等（松江湖南テクノパーク、朝日ヒルズ工業団地、揖屋干拓工業団地、ソフトビジネスパーク島根、江島工業団地、その他市長が特に認める土地（松江市又は松江市土地開発公社が取得し、又は造成したものに限る））に立地 3.対象業種等 ①製造業　投下固定資産総額が1億円以上で新規雇用従業員（常時使用する従業員として、操業日前1年から操業日後3年までの間に採用され又は市外の事務所から配置換えにより配置された者で、松江市に住所を有する者）が 10 人以上増加 ②ソフト産業等　投下固定資産総額が5,000 万円以上で新規雇用従業員（常時使用する従業員として、操業日前1年から操業日後3年までの間に採用され又は市外の事務所から配置換えにより配置された者で、松江市に住所を有する者）が5人以上増加 4.用地取得後3年以内に操業開始すること	用地取得助成金 ○用地取得費の 30％以内（ソフトビジネスパーク島根、江島工業団地は 15％以内） ○限度額3億円
		【要件】 立地計画の認定を受けた企業であること	立地奨励金 操業開始後、立地に係る投下固定資産に対して、最初に賦課された年度から3年間の固定資産税相当額
		【要件】 1.立地計画の認定を受けた企業であること 2.操業日後4年を経過した日における新規雇用従業員（常時使用する従業員として、操業日前1年から操業日後3年までの間に採用され又は市外の事務所から配置換えにより配置された者で、松江市に住所を有する者）の数が5人以上であること	雇用促進奨励金 新規雇用従業員数×30 万円
松江市企業立地支援補助金	H20.11 改正	市内（鹿島町及び東出雲町を除く）に事業所を新設又は増設した企業で、原子力発電施設等周辺地域企業	補助金 補助対象事業費の 4/10 の額（千円未満切

交付要綱	H23.4 改正 H27.2 改正	立地支援給付金の交付決定を R3.3.31 までに受けた企業	捨）から原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金（電力給付金）を控除した額
松江市情報サービス産業等立地促進補助金交付要綱	H19.3 施行 H23.4 改正 H27.1 改正 H30.4 改正	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、デジタルコンテンツ業、コールセンター業、シェアードサービス業、情報サービス産業に携わる人材を育成する機関 【交付要件】 ①市外から新規に立地した企業 ②市内在住による常時従業者を3人以上、継続して雇用する企業（人材育成機関は人数要件なし） ③市内の空き施設に入居し、所有者と賃貸借契約を締結していること ④操業を開始しているとともに賃貸契約日から1年以内であること	月額賃料（共益費、敷金・礼金などこれらに類する経費は除く）の 1/2 の額（限度額 20 万円/月）を最大8年間分

32202

島根県

浜田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

<table>
<tr><th colspan="2">適用基準</th><th rowspan="2">措置事項</th><th rowspan="2">措置範囲</th><th rowspan="2">適用期間</th></tr>
<tr><th>投下固定資本額（万円以上）</th><th>従業員（人以上）</th></tr>
<tr><td>過疎地域自立促進特別措置法に基づく
【製造業、旅館業】
<table>
<tr><th>資本金の額等</th><th>取得価格要件</th></tr>
<tr><td>5,000 万円以下</td><td>500 万円以上</td></tr>
<tr><td>5,000 万円超　1 億円以下</td><td>1,000 万円以上</td></tr>
<tr><td>1 億円超</td><td>2,000 万円以上</td></tr>
</table>
【情報サービス業等、農林水産物等販売業】
<table>
<tr><th>資本金の額等</th><th>取得価格要件</th></tr>
<tr><td>－</td><td>500 万円以上</td></tr>
</table>
※資本金の額等が 5,000 万円を超える法人の場合の対象は、新設・増設に限る。</td><td>―</td><td>課税免除</td><td>固定資産税</td><td>3年間</td></tr>
<tr><td>地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業者の事業計画による土地・家屋・構築物の取得価額
○農林水産関連業種　5,000(超)
○その他業種　　10,000(超)
※事務所等に係るものを除く</td><td>―</td><td>課税免除</td><td>固定資産税</td><td>3年間</td></tr>
</table>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
浜田市企業立地促進条例 浜田市企業立地促進条例施行規則	条例 H18.3 H22.6　一部改正 規則 H18.3 R2.7　一部改正	製造業 ○新たな常用従業員 10 人以上(中小企業5人以上、市内企業3人以上)かつ半数以上が市内に住所を有する者であること ○新たな投下固定資本額　3億円以上(中小企業5,000 万円以上)	施設設備取得奨励金 (上限 1 億円) ○市外企業:新たな投下固定資本額の 10%以内の額 ○市内企業:新たな投下固定資本額の 5%以内の額 雇用促進奨励金 (上限 5,000 万円) ○新たな常用従業員(新卒・UI ターン者かつ市内に住所を有する者に限る。)1 人当たり 50 万円

		ソフト産業で 島根県企業立地促進条例施行規則第 2 条第 2 号に規定する業種 ○新たな常用従業員が5人以上かつ、その新たな常用従業員の半数以上が市内に住所を有する者であること ○新たな投下固定資本額 1,000 万円以上	施設設備取得奨励金 (上限1億円) ○市外企業:新たな投下固定資本額の 10%以内の額 ○市内企業:新たな投下固定資本額の5%以内の額
		ソフト産業で 島根県企業立地促進条例施行規則第 2 条第 2 号に規定する業種 ○新たな常用従業員が 5 人以上かつ、その新たな常用従業員の半数以上が市内に住所を有する者であること	雇用促進奨励金 (上限 5,000 万円) ○新たな常用従業員(新卒・UI ターン者かつ市内に住所を有する者に限る。)1人当たり 50 万円
		ソフト産業で 島根県企業立地促進条例施行規則第 2 条第 3 号又は第 4 号に規定する業種 ○新たな常用従業員が 3 人以上(県内事業所が事業拡大を行う場合は5人以上)	雇用促進奨励金 ○新たな常用従業員(新卒・UI ターン者かつ市内に住所を有する者に限る。)1人当たり 50 万円
浜田市ソフト産業立地促進補助金交付要綱	要綱 H27.3 R2.6　一部改正	ソフト産業で 島根県企業立地促進条例施行規則第 2 条第 2 号に規定する業種 ○新たな常用従業員が5人以上かつ、その新たな常用従業員の半数以上が市内に住所を有する者であること	事業所等賃貸借支援事業 (上限 1,000 万円/年) ○家賃等の 1/2 以内の額(5 年間) 通信設備利用支援事業 (上限 1,000 万円/年) ○通信回線使用料等の 1/2 以内の額(5 年間)
		ソフト産業で 島根県企業立地促進条例施行規則第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する業種 ○新たな常用従業員が3人以上(県内事業所が事業拡大を行う場合は5人以上)	事業所等賃貸借支援事業 (上限 1,000 万円/年) ○家賃等の 1/2 以内の額(8 年間) 通信設備利用支援事業 (上限 1,000 万円/年) ○通信回線使用料等の 1/2 以内の額(5 年間)

32203

島根県

出雲市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
過疎地域(旧佐田町・旧多伎町) 500～2,000（超）	―	課税免除	固定資産税	3年度分
半島振興地域（旧平田市・旧大社町） 500～2,000 以上	―	不均一課税 初年度 0.14% 第 2 年度 0.35% 第 3 年度 0.70%	固定資産税	3年度分
地域未来投資促進法促進区域 土地・家屋・構築物の取得価額 10,000(超) （農林水産関連業種は 5,000(超)） ※事務所等に係るものを除く	―	課税免除	固定資産税	3年度分

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
出雲市企業立地促進条例	H24.4		
【企業立地助成金】 （市外からの新規立地）		【市内全域】 ○業種　製造業 ○増加固定資本額　3億円以上（中小企業の場合　5千万円以上） ○増加常用従業員数　10人以上（中小企業の場合5人以上、県内企業の場合3人以上）	○増加固定資本額の 10% ○限度額　1億円
		【出雲長浜中核工業団地の特例】 ○業種　製造業、運輸業 ○増加固定資本額　3億円以上（中小企業の場合　5千万円以上） ○増加常用従業員数　10人以上（中小企業の場合5人以上、県内企業の場合3人以上）	○増加固定資本額の 15% ○限度額　1億円
		【東部・坂田・斐川西工業団地の特例】 ○業種　製造業、運輸業 ○増加固定資本額　5千万円以上 ○増加常用従業員数　3人以上	○増加固定資本額の 15% ○限度額　1億円
		【市内全域】	○増加固定資本額の 15%

		○業種　ソフト産業 ○増加固定資本額　1千万円以上 ○増加常用従業員数　5人以上	○限度額　1億円
【事業拡張助成金】		【市内全域】 ○業種　製造業 ○増加固定資本額　3億円以上（中小企業の場合　5千万円以上） ○増加常用従業員数　10人以上（中小企業の場合5人以上、県内企業の場合3人以上）	○増加固定資本額の 5% ○限度額　1億円
		【出雲長浜中核工業団地の特例】 ○業種　製造業、運輸業 ○増加固定資本額　3億円以上（中小企業の場合　5千万円以上） ○増加常用従業員数　10人以上（中小企業の場合5人以上、県内企業の場合3人以上）	○増加固定資本額の 10% ○限度額　1億円
		【東部・坂田・斐川西工業団地の特例】 ○業種　製造業、運輸業 ○増加固定資本額　5千万円以上 ○増加常用従業員数　3人以上	○増加固定資本額の 10% ○限度額　1億円
		【市内全域】 ○業種　ソフト産業 ○増加固定資本額　1千万円以上 ○増加常用従業員数　5人以上	○増加固定資本額の 10% ○限度額　1億円
【家賃助成金】		【市内全域】 ○業種　ソフト産業 ○増加固定資本額　要件なし ○増加常用従業員数　5人以上	○事業所の建物賃借料の 1/3（ただし、3,333 円／坪・月以内） ○限度額　2千万円／年 ○助成期間　5年間
【家賃助成金】 （市外からの新規立地）		【出雲長浜中核工業団地の特例】 ○業種　製造業、運輸業 ○増加固定資本額　5千万円以上 ○増加常用従業員数　5人以上	○工場・事業所の建物賃借料の 1/4（ただし、3,333 円／坪・月以内） ○限度額　1千万円／年 ○助成期間　5年間
【雇用促進助成金】		【市内全域】 ○業種　製造業 ○増加固定資本額　3億円以上（中小企業の場合　5千万円以上） ○増加常用従業員数　10人以上（中小企業の場合5人以上、県内企業の場合3人以上）	○市内に住所を有する増加常用従業員数（新卒採用者・UIターン就職者）　1人当り 50 万円 ※人口減少地域に立地する企業は 65 万円 ○限度額　5千万円
		【東部・坂田・斐川西工業団地の特例】 ○業種　製造業	○市内に住所を有する増加常用従業員数（新卒採用者・UIターン就職者）　1人当

		○増加固定資本額　5千万円以上 ○増加常用従業員数　3人以上	り50 万円 ※人口減少地域に立地する企業は 65 万円 ○限度額　5千万円
		【市内全域】 ○業種　ソフト産業 ○増加固定資本額　要件なし ○増加常用従業員数　5人以上	○市内に住所を有する増加常用従業員数1人当り50 万円 ※人口減少地域に立地する企業は 65 万円
【浄化槽設備設置助成金】		【東部・坂田・斐川西工業団地の特例】 ○業種　製造業、運輸業 ○増加固定資本額　5千万円以上 ○増加常用従業員数　3人以上	○合併浄化槽設置費の 100% ○限度額　5千万円
出雲市中山間地域へのオフィス開設支援事業助成金交付要綱	R3.7	【共通】 ○企業　市内中山間地域に新たにオフィスを開設する市外の企業 ○業種　ソフト産業又は企業のバックオフィス部門 ○増加常用従業員数　3人以上	
【投資助成金】		○オフィス開設経費　1千万円以上（空き家を活用する場合は5百万円以上）	○助成対象経費の5%（空き家を活用する場合は10%） ○限度額　1千万円
【雇用助成金】			○市内に住所を有する増加常用従業員数 市外からの移住者の雇用は1人当り50万円 市内在住者の雇用は1人当り30万円
【家賃助成金】			○建物賃借料の1/3（ただし、3,333 円／坪・月以内） ○限度額　5百万円／年 ○助成期間　5年間
【航空運賃助成金】		○業種　ソフトウェア業、インターネット附随サービス業及びシェアードサービス業 ○出雲縁結び空港発着便に限る ○指定企業の役員又は常用従業員に限定	○航空運賃の1/3 ○限度額　150万円／年 ○助成期間　3年間

32204

島根県

益田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
過疎地域　500 万円～2000 万円以上	―	課税免除	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法に基づく促進地域 土地・家屋・構築物の取得価額 10,000(超) （農林漁業関連業種 5,000(超)） ※事務所等に係るものを除く	―	課税免除	固定資産税	3ヵ年度分

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
石見臨空ファクトリーパーク拠点工業団地立地促進補助金交付要綱	R4.6 一部改正	○石見臨空ファクトリーパーク内に立地 ○対象業種 製造業、ソフト産業、自然科学研究所、不動産賃貸業、及び知事が特に認める業種 ○土地取得面積　1,000 ㎡以上 ○操業開始時期　土地売買契約後3年以内 ○新規雇用従業員 5 人以上	土地取得補助金 ○土地取得費の 30% ○交付時期　交付要件達成後
益田市企業誘致補助金交付要綱	R4.6 一部改正	○市内 ○製造業 ○土地取得面積　5,000 ㎡以上 ○投下資本額　5,000 万円以上 ○新規雇用従業員　県制度に準ずる ○立地認定　島根県企業立地計画認定	土地取得に対する補助金 ○土地取得費の 15% ○交付時期　交付要件達成後
			投下固定資本（土地取得を除く）に対する補助金 ○投下固定資本額×10% ○上限　5,000 万円 ○交付時期　交付要件達成後
			雇用促進補助金 ○増加常用従業員のうち新規学卒就職者及び UI ターン就職者の合計×50 万円 （上限　合計 1,000 万円） ○交付時期　交付要件達成後

	R1.5 一部改正	○市内 ○新規雇用従業員5人以上 ○島根県オーダーメイド貸工場家賃等補助金の対象となる企業	オーダーメイド貸工場家賃等補助金 ○家賃等の額の 1/4 以内 （上限: 1 ヶ月 1,500 円/㎡） ○補助期間　5年
益田市企業立地促進要綱、益田市企業誘致補助金交付要綱	R4.6 一部改正	○市内（石見臨空ファクトリーパークを除く） ○製造業、特定製造業、自然科学研究所、その他市長が特に認める業種 ○土地取得面積　5,000 ㎡以上 ○投下資本額　5,000 万円以上 ○操業時常時雇用従業員　5人以上 ○立地認定　益田市企業立地計画認定	土地取得補助金 ○土地取得費の 15% ○交付時期　交付要件達成後
益田市ソフト産業促進補助金交付要綱	R3.1 一部改正	○市内 ○ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、コールセンター業、データセンター業 ○H17.10.1 以降に立地した企業 ○投下資本額　県の制度に準ずる ○新規雇用従業員　県の制度に準ずる ○立地認定　島根県企業立地計画認定	雇用促進補助金 ○増加常用従業員のうち新規学卒就職者及び UI ターン就職者の合計×50 万円 （上限　合計 1,000 万円） ○交付時期　交付要件達成後
			通信費補助金 ○年間通信費の 1/2 （上限 1,000 万円） ○補助期間　5年
			家賃費補助金 ○年間家賃費の 1/2 （上限:月額 10,000 円/3.3 ㎡、20 万円/月） ○補助期間　5年

32205

島根県

大田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
過疎地域　　投下固定資本額（500以上） ※製造業、旅館業においては以下のとおり 資本金が 5,000～10,000 以下 （投下固定資本額が 1,000 以上） 資本金が 10,000 超（投下固定資本額 2,000 以上）	―	課税免除	固定資産税	3年間
促進区域（地域未来投資促進法） ○地域経済牽引事業であって主務大臣の確認を受けた事業 10,000（超） （農林漁業及び関連業種は 5,000（超））	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
大田市企業立地奨励条例	H17.10 H18.3 一部改正 H23.6 一部改正 H30.3 一部改正 R2.10 一部改正 R4.6 一部改正	【製造業】 ・大田市企業立地奨励条例の規定による立地計画の認定を受けている企業 ・投下固定資本額 2,700 万円以上 ・新規雇用者数 3人以上	企業立地促進奨励金 ○限度額 5,000 万円 （投資助成、雇用助成の合計額） ・投資助成 投下固定資本額の 10～25% （増加常用従業員3～4人：10%、5～6人：15%、7～9人：20%、10 人以上：25%） ・雇用助成 新たに雇用した増加従業員数×20 万円
		【ソフト産業】 ①ソフトウェア業 ②情報処理・提供サービス業 ③インターネット附随サービス業 ④インターネット広告業 ⑤コールセンター業	企業立地促進奨励金 ○限度額 ・雇用助成 5,000 万円 増加雇用従業員数×50 万円 ・通信回線使用助成 年間 1,000 万円（8年間）

		⑥データセンター業 ⑦シェアードサービス業 ⑧非破壊検査業 ⑨機械設計業 ⑩その他産業支援サービス業の うち市長が認める事業 ・大田市企業立地奨励条例の規定による立地計画の認定を受けている企業 ・新規雇用者数　3人以上	通信回線の使用料、通話料×50% ・家賃等助成 年間 1,000 万円（8年間） 家賃・共益費の 50%

32206

島根県

安来市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

<table>
<tr><th colspan="2">適用基準</th><th rowspan="2">措置事項</th><th rowspan="2">措置範囲</th><th rowspan="2">適用期間</th></tr>
<tr><th>投下固定資本額（万円以上）</th><th>従業員（人以上）</th></tr>
<tr><td>過疎地域自立促進特別措置法に基づく
【製造業、旅館業】
<table><tr><th>資本金の額等</th><th>取得価格要件</th></tr><tr><td>5,000 万円以下</td><td>500 万円以上</td></tr><tr><td>5,000 万円超　1 億円以下</td><td>1,000 万円以上</td></tr><tr><td>1 億円超</td><td>2,000 万円以上</td></tr></table>【情報サービス業等、農林水産物等販売業】
<table><tr><th>資本金の額等</th><th>取得価格要件</th></tr><tr><td>－</td><td>500 万円以上</td></tr></table>※資本金の額等が 5,000 万円を超える法人の場合の対象は、新設・増設に限る。</td><td>―</td><td>課税免除</td><td>固定資産税</td><td>3年間</td></tr>
<tr><td>地域未来投資促進法に基づく促進区域
土地・家屋・構築物の取得価額
○地域経済牽引企業であって主務大臣の確認を受けた事業　10,000(超)
○農林水産関連業種　5,000(超)
※事務所等に係るものを除く</td><td>―</td><td>課税免除</td><td>固定資産税</td><td>3年間</td></tr>
</table>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
安来市企業立地促進条例	H25.4	○企業等 ・大企業（資本金3億円を超える） ・中小企業（資本金3億円以下） ○対象業種 ①製造業（日本標準産業分類に掲げる製造業） ②ソフト産業 ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット広告業、インターネット付随サービス業、機械設計業、コールセンター業、データセンター業、シェアードサービス業、非破壊検査業、その他産業支援サービス業のうち市長が特に認める事業 ③宿泊業 ④その他市長が適当と認める業種 ＜指定要件＞	①立地奨励金 ・投下固定資本総額の 10% 相当額（限度額 3,000 万円） ※指定要件を満たすこと。 ※過去に空き工場等活用奨励金（改装費等助成）や安来市中山間地域等雇用基盤強化支援補助金の交付を受けた資産と異なる固定資産の取得であること。 ※立地に係る投下資本総額が 1,000 万円以上であること。 ※新設を行う場合、当該新設に係る新規雇用従業員の数が 2 人以上であること。 ※次の場合は、補助率に加算あり。 ・小規模事業者:10%加算 ・中山間地域への立地:10%加算 （上記加算は重複可能）

		○投下固定資本総額 ・大企業：1億円以上 ・中小企業：2,500 万円以上 ※ただし、ソフト産業の場合は投下固定資本総額に関わらず適用する。 ○新規雇用従業員数 ①新設の場合 ・大企業：5人以上 ・中小企業：2人以上 ※ただし、ソフト産業の場合は新規雇用従業員数に関わらず適用する。 ②増設・移設の場合 ・大企業、中小企業ともに不要（ただし、常用雇用者数の維持が条件）	②空き工場等活用奨励金 （賃借料等助成） ・空き工場等の賃借料又はリース料の月額の 1/2 相当額（限度額月額 20 万円、60 月以内） ※指定要件を満たすこと。 ※市外から新たに立地した企業等又は市内の小規模企業者であること。 ※立地にあたり、賃貸借契約又はリース契約により空き工場等を使用するものであること。 （改装費等助成） ・空き工場等の改装費等の 3/4 相当額（限度額 750 万円） ※指定要件を満たすこと。 ※市外から新たに立地した企業等又は市内の小規模企業者であること。 ※立地にあたり、賃貸借契約又はリース契約により空き工場等を使用するものであること。 ※空き工場等の改装費等（当該空き工場等の使用を開始する前に行った改装又は改築に係るものに限る。）の一部又は全部を負担するものであること。 ※宿泊業・ソフト産業の場合は、改装費等が 200 万円以上であること。 ③雇用促進奨励金 ・立地に伴う新規雇用従業員のうち、安来市に住民票を置く者の人数×10 万円（限度額 1,500 万円、3年以内） ※指定要件を満たすこと。 ※立地に伴う新規雇用従業員数が5人以上（中小企業またはソフト産業は2人以上）であること。

32207

島根県

江津市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
過疎地域　　500 万円以上 ○製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業 （製造業又は旅館業のうち、租税特別措置法施工令第 28 条の 9 第 10 項第1号に規定する資本金の額等が 5,000 万円を超え1億円以下である法人は 1,000 万円以上、資本金の額等が1億円を超える法人は 2,000 万円以上）	—	課税免除	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法促進区域 土地・家屋・構築物の取得価額 ○製造業、情報通信業　10,000(超) ○農林水産関連業種　5,000(超) ※事務所等に係るものを除く	—	課税免除	固定資産税	3ヵ年度分

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
江津工業団地企業立地促進条例	H13.3	○土地取得　5,000 ㎡以上 ○新規雇用　10 人以上 （上記要件のいずれかを満たせば可）	土地取得補助金 ○取得代金の 20%
		江津工業団地に事業所を新設・増設・移設する企業	原水使用料補助金 ○使用水量（㎥）に4円を乗じた額 （上限月額 75 万円） ○補助期間　5年間
江津市企業立地促進条例	H23.3 R4.3	○対象事業　製造業、旅館業、農林水産業等販売業及び情報サービス業等 ○投下固定資本額　500 万円以上 （製造業又は旅館業のうち、租税特別措置法施工令第 28 条の 9 第 10 項第1号に規定する資本金の額等が 5,000 万円を超え1億円以下である法人は 1,000 万円以上、資本金の額等が1億円を超える法人は 2,000 万円以上）	立地奨励金 ○固定資産税相当額（3年間）
		○対象事業　製造業	家賃等補助金

		○市内 ○新規雇用　10 人以上	○家賃等の 1/2 （上限年額 1,000 万円） ○補助期間　5年間
		○対象業種 ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、インターネット広告業、シェアードサービス業、コールセンター業、データセンター業、非破壊検査業、機械設計業、その他産業支援サービス業のうち市長が特に認める業種 ○立地認定　島根県企業立地計画認定	通信費補助金 ○情報通信費の 1/2 （上限年額 1,000 万円） ○補助期間　5年間
			家賃等補助金 ○家賃等の 1/3 （上限年額 1,000 万円） ○補助期間　5年間

32209

島根県

雲南市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
農工地区　3,000(超)	15(超)	課税免除	固定資産税	3年間
過疎地域　500(超)	―	課税免除	固定資産税	3年間
企業立地促進法同意集積区域 土地・家屋・構築物の取得価額 ○製造業、情報通信業　20,000(超) ○農林水産関連業種　5,000(超) ※事務所等に係るものを除く	―	課税免除	固定資産税	3ヵ年度分

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
雲南市産業振興条例	H19.4 改正	(1)　製造業 【新設】 投資額 5,000 万円以上 新規常用雇用者数5名以上 【増設】 投資額 2,000 万円以上 新規常用雇用者数2名以上	助成金 ○企業立地助成金 固定資産税相当額　3年間助成 ※総投資額3億円以上は5年間 ○雇用促進助成金 1～4 名:40 万円／人 5 名以上:70 万円／人 （上限 5,000 万円） ○用地取得助成金 助成率 10%～最大 40% （上限 5,000 万円）
		(2)　宿泊業、ソフト産業（IT 含む） 【新設】 （投資額 1,000 万円以上） 新規常用雇用者数 3 名以上 【増設】 新規常用雇用者数 2 名以上	○家賃・通信費助成金（ソフト産業に限る） 家賃補助　最大 20 万円／月　8年間 通信費補助　最大 20 万円／月　8年間

32343

島根県

奥出雲町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員 （人以上）			
過疎地域 3,000 千円	5(超)	課税免除	固定資産税	3年間

32386

島根県

飯南町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額　（万円以上）	従業員 （人以上）			
製造業、旅館業 500 万円以上 （ただし、資本金額の区分により下限設定あり） 農林水産物等、販売業、情報サービス業等 500 万円以上	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
飯南町企業誘致条例	H22.4.1 から施行	（奨励金の交付対象基準） (1) 当該施設の新設又は増設のために要する投下資金(土地及び無形固定資産に対するものを除く。)が施設を新設する場合は 1,000 万円以上、施設を増設する場合には2,000 万円以上であること。 (2) 当該施設の新設又は増設にともなって増加する雇用者(日雇就労者を除く。)の数が、施設を新設する場合にあっては5人以上、施設を増設する場合にあっては 10 人以上。	（奨励金） 奨励金の交付は、当該誘致企業の施設について町税を賦課した最初の年度から3年を限度として誘致企業の固定資産税に相当する額の範囲内で予算に基づき町長が定める。 （その他の奨励措置） 1 企業誘致のための進入道路等の整備、用地の造成又は整備 2 新産業の創出及び新商品の開発を行う場合、町長が別に定める奨励措置。

32441

島根県

川本町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
過疎地域　2,700(超)	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
川本町企業立地促進条例	H29.3.9	川本町内に町外から新たに立地する企業であり、且つ島根県の認定を受けている企業のうち、以下に該当するもの (ア)製造業 ・増加固定資本の取得に要する経費の総額が1億円以上かつ、新規雇用従業員が10人以上であるものであるもの ・資本金が3億円以下又は常用従業員の数が300人以下の企業であって、増加固定資本額が5，000万円以上かつ新規雇用従業員数が5人以上であるもの (イ)ソフト産業 ・増加固定資本額が1，000万円以上かつ新規雇用従業員数が5人以上であるもの	増加固定資本額の 1/10 の助成金を交付する。 ※助成上限額　7，000万円 ※県の認定を受けた後に、町の認定を受けることが必要。

32448

島根県

美郷町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
過疎地域　　2,700(超)	―	課税免除	固定資産税	完了届提出後の翌年から3カ年

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
美郷町雇用促進奨励助成金	H27.4.1 R2 改定	・交付対象事業所は雇用保険適用事業所であること ・対象従業員は通年雇用であること ・助成金は対象従業員が雇用されてから1年を経過後交付 ・町内在住の新卒採用者または町外在住の新卒採用者及び中途採用者並びにバリ島マス村からの友好技能実習生を雇用した場合に奨励金を交付。	①従業員は美郷町の住民基本台帳に登録がある者。町外在住者の雇用は雇用してから 1 年以内に美郷町へ住民登録がされること。 ②奨励助成金の額は1人30万円とし、バリ島マス村からの友好技能実習生の場合は3年間交付する。 ③奨励金の上限は1事業所150万円。ただし、友好技能実習生の奨励金は上限額に含まない。

32449

島根県

邑南町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額　（万円以上）	従業員（人以上）			
過疎地域　2,700（超）	―	課税免除	固定資産税	3年間

32501

島根県

津和野町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
1,000 超	3（常時雇用）	課税減免 1,000 万円以上 1,500 万円未満　減免率 50％ 1,500 万円以上 2,000 万円未満　減免率 75％ 2,000 万円以上　　減免率 100％ ※津和野町産業振興審議会の認定を受けた事業者	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

補助金名	制定年月	対象者の要件	内　　容
津和野町企業誘致促進補助金交付要綱	H26.10.28	島根県の企業立地計画の認定を受けた事業者 新規に事業所を開設する事業者	・本社から進出先までの交通費補助（補助率 1/2、最大 50 万円） ・インターネット通信に係る初期費用および月額使用料の補助（初期費用 1/2、最大3万円、月額使用料 2/3、限度額なし）
津和野町 IT 系企業誘致促進補助金交付要綱	R2.5.1	島根県の企業立地計画の認定を受けた事業者	・空き家等を事業所に活用するための改修等に係る費用補助（補助率 1/2、上限 300 万円） ・町内事業所までの交通手段確保のためのレンタカー借上費用（上限8万円/月） （補助事業開始日から3年間） ・町内事業所において、新規採用者（常用従業員に限る。）の配置があった際に、新規採用者が参加する本・支店間での社内研修に係る交通費及び宿泊費（上限 1 企業につき 1 年毎に 10 万円）

32505

島根県

吉賀町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
過疎地域 ・製造業、旅館業 500 万円以上（資本金の額等 5,000 万円以下の場合） 1,000 万円以上（資本金の額等 5,000 万円超～1 億円以下の場合） 2,000 万円以上（資本金の額等 1 億円超の場合） ・情報サービス業等、農林水産物等販売業 500 万円以上	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
吉賀町企業立地促進助成金交付要綱	H27.6.1	(1)製造業 (2)情報サービス業 (3)インターネット付随サービス業 (4)学術研究、専門・技術サービス業 (5)農業 (6)その他町長が特に必要があると認める事業 ・公害の発生するおそれのない事業者 ・事業所の新設及び増設等にあっては、製造業及び農業は5人以上、情報サービス業、インターネット付随サービス業及び学術研究、専門・技術サービス業は3人以上の新たな雇用等の創出。	○企業立地奨励金 取得した土地、家屋及び償却資産に賦課される固定資産税に相当する額を事業開始後最初に課税される年度から起算して 3 年間交付 ○設備整備補助金 事業用に供する償却資産を事業開始の日から前1年以内に取得するために要する経費の 2 分の 1 の額（限度額500万円）を1回交付。ただし、企業立地奨励金との併用はできないものとする。 ○雇用促進奨励金 事業開始の日から3年の間に1年以上の継続雇用を行っている者の数に、50 万円を乗じて得た額(限度額は 1,000 万円)を1回交付 ○事業所等賃借補助金 事業所及び居住地を賃借により契約し、かつ、立地後3年以上本町において事業を行うものに、事業を開始した日から5年を限度に、賃借料の 2 分の 1 以内の額（限度額は年 120 万円）を交付。

			○インターネット回線利用料金補助金 事業所を新設し、又は増設し、かつ、立地後3年以上本町において事業を行うものに、事業を開始した日から5年を限度に、1Mbps以上の回線使用料金の 2 分の 1 の額を交付することができる。

32525

島根県

海士町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
離島振興　500	―	課税免除	固定資産税	3年間

32526

島根県

西ノ島町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
西ノ島町企業誘致奨励事業補助金交付要綱	H28.9	○町内にない業種又は事業廃止が見込まれるものであって、次に掲げる事項のいずれかに該当しなければならない。 (1)住民の日常生活に必要性の高い事業であること (2)産業振興のために欠くことのできない事業であること (3)今までにない新たな分野で地域経済に資する事業であること (4)将来にわたって地域経済に大きく貢献が見込まれる事業であること	施設整備助成金 ○認定企業等が事業所の用に供するため取得した土地、建物及び設備等に要する投資額に対して次の区分により助成する。 (1)投資額 5,000 万円までは、経費の 10 分の 2 (2)投資額 5,000 万円を超えた額は、経費の 10 分の 1 ○助成限度額（総額） 2,000 万円
			雇用対策助成金 ○認定企業等が事業開始年度に属する年度末までの期間において、新たに雇用した正規雇用者に対して5年間を限度に助成する。 (1)初年度は 1 人につき月額 10 万円を採用した月から 1 年間助成する。 (2)採用後2年目から5年目までは正規雇用者 1 人につき月額7万円を助成する。 ○助成限度額（総額） 正規雇用 1 人につき 456 万円（5年間）
			事業安定化助成金 ○事業開始以降に西ノ島町税条例に基づき西ノ島町へ認定企業等が納付した固定資産税相当額の2分の1を助成する。 ○助成限度額（総額） なし
			特別経費助成金 ○認定企業等が事業開始に伴い、離島の地理的事情等から生じる経費負担として次に掲げる経費が見込まれる場合において経費の2分の1を助成する。 (1)地理的条件から生じる経費負担が見込まれる経費 (2)事業性質上で事業開始に伴い初期段階において経費負担が見込まれる経費 ○助成限度額（総額） 100 万円

32528

島根県

隠岐の島町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
地域未来投資促進法 家屋・構築物・土地の取得額 10,000(超) 農林漁業関連事業は 5,000(超)	—	課税免除	固定資産税	3年度分
過疎地域 生産設備等取得額 製造業・旅館業 資本金 5,000(以下) 500(以上) 資本金 5,000(超)10,000(以下) 1,000(以下) 資本金 10,000(超) 2,000(以上) 農林水産物等販売業・情報ｻｰﾋﾞｽ業等 資本金 5,000(以下) 500(以上) 資本金 5,000(超)10,000(以下) 500(以上) 資本金 10,000(超) 500(以上) ※資本金 5,000(超)の事業者は、新設、増設に係る取得等に限る。	—	課税免除	固定資産税	3年度分
離島振興地域 生産設備等取得額 製造業・旅館業 資本金 5,000(以下) 500(以上) 資本金 5,000(超)10,000(以下) 1,000(以下) 資本金 10,000(超) 2,000(以上) 農林水産物等販売業・情報ｻｰﾋﾞｽ業等 資本金に関係なく取得価額 500(以上)	—	課税免除	固定資産税	3年度分

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
隠岐の島町企業立地奨励条例	H20.4 H25.10 （一部改正）	○本町に立地し、島根県企業立地促進条例の適用を受ける企業であり、増加常用従業員が3人を超えるものであるもの。	投資助成金 ○助成額　投下固定資本額の 10％～15％及び固定資産税相当額 ○助成対象期間　操業開始から3～5年以内 ○助成限度額（総額）3,000 万円
			家賃助成金 ○対象業種　コールセンター業、データセンター業、デジタルコンテンツ業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業 ○助成額　家賃の 1/3 以内 ○助成対象期間　操業開始から5年以内 ○助成限度額（総額）2,000 万円
			雇用助成金 ○助成額　増加常用雇用従業員数×10 万円 ○助成対象期間　操業開始から5年以内 ○助成限度額（総額）1,000 万円